

第1表

平成26年度事業計画

I 基本方針

我が国経済は、内閣府の月例報告によると、国内景気の基調判断について「景気は、穏やかに回復している」として、上方修正され景気の回復基調が続くことが期待されております。

こうした中、国・地方の財政事情は、依然として厳しく、無駄な歳出や不要不急な事務事業の徹底的な見直しが不可欠とされ、当事業団を取り巻く環境も生きがいデイサービス事業の指定管理が廃止されるなど急激に変化しており、種々の改革が求められております。

本年度は、当事業団設立20周年という記念すべき年でもあり、福祉サービスが利用者のニーズにより適切に提供されるよう創意工夫し、利用者が心身ともに健やかに育成され、自立した日常生活を営むことができるよう支援に努めてまいります。また、事業のPRや定員の充足等にも十分配慮するとともに、3期目の指定管理期間の開始年として円滑な管理運営に取り組んでまいります。

II 主要事業

1 法人運営（事務局関係）

- (1) 事務事業の統括管理
- (2) 年2回の定例会を開催、また必要に応じ臨時会を開催
- (3) 職員配置等の見直しによる組織体制の確立

2 指定管理関係事業

A 身体障害者福祉センター関係

- (1) 身体障害者福祉センターの指定管理
- (2) 身体障害者福祉センターで行う指定管理事業
 - ①若草地域活動支援センターの指定管理

B 軽費老人ホーム関係

- (1) 軽費老人ホーム「恵原荘」の指定管理

C 児童館関係

- (1) 中央児童センター及びハーモニープラザの指定管理
- (2) 新玉児童館の指定管理
- (3) 味生児童館の指定管理
- (4) 久米児童館(建物管理を含む)の指定管理
- (5) 久枝児童館の指定管理
- (6) 畑寺児童館の指定管理
- (7) 南部児童センターの指定管理

D 障害福祉サービス事業関係

- (1) 湯山障害者生活介護事業所の指定管理
- (2) 久枝障害者生活介護事業所(建物管理を含む)の指定管理
- (3) 若草就労継続支援事業所(B型)の指定管理(身体障害者福祉センターで実施)
- (4) 畑寺就労継続支援事業所(B型)の指定管理

E 障害児通所支援事業関係

- (1) 児童発達支援センターひまわり園の指定管理
 - ①ひまわり園で行う指定管理事業
 - ア児童発達支援センタープール開放事業の指定管理
 - イ障害児等療育支援事業の指定管理

- (2) 児童発達支援事業「ひだまりクラブ」の指定管理(ひまわり園で実施)
- (3) 児童発達支援事業「親子通園・くれよん」の指定管理(身体障害者福祉センターで実施)
- (4) 畑寺児童発達支援事業所の指定管理
- (5) 児童発達支援センターひまわり園保育所等訪問支援事業所の指定管理
(ひまわり園で平成27年1月より実施)

F 特定相談支援事業関係

- (1) 児童発達支援センターひまわり園相談支援事業所の指定管理(ひまわり園で実施)

G 障害児相談支援事業関係

- (1) 児童発達支援センターひまわり園相談支援事業所の指定管理(ひまわり園で実施)

H 日中一時支援事業関係

- (1) 久枝障害者生活介護事業所日中一時支援事業

I 湯山福祉センター関係

- (1) 湯山福祉センターの指定管理

J ハーモニープラザ関係

- (1) ハーモニープラザの指定管理

K 畑寺福祉センター関係

- (1) 畑寺福祉センターの指定管理

III 受託事業等の計画内容

A 身体障害者福祉センター関係

1 身体障害者福祉センター管理運営事業

(1) 目的

障がいのある方に対し、日常生活支援、社会適応支援及び創作、軽作業等の事業を行うことにより、障がい者の福祉の増進を図る。

(2) 方針

身体障害者福祉センターの管理運営に関する事業を推進する。

(3) 若草地域活動支援センター事業

①目的

身体に障がいのある方が通所により自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を行うことができるよう自立支援、社会適応支援、創作的活動等の各種サービスを提供することにより、自立と社会参加を促進し、身体障がい者の福祉の増進を図る。

②内容

身体に障がいのある方の自立と社会参加を促進するため次の事業を実施する。

③対象サービス

ア 自立支援

講座名	曜日	時間	定員	回数
生活支援Ⅰ	毎週火曜日	13:30~15:30	5	32
生活支援Ⅱ	毎週水曜日	13:30~15:30	5	32
料理	第2・4木曜日	10:00~12:00	20	16

イ 社会適応支援

講座名	曜日	時間	定員	回数
パソコン	毎週水曜日	13:30～15:30	10	32

ウ 創作的活動

講座名	曜日	時間	定員	回数
社交ダンス	第1・3月曜日	10:00～12:00	15	16
手芸	第1・3月曜日	13:30～15:30	15	16
カラオケ	第2・4月曜日	13:30～15:30	20	16
絵手紙	毎週火曜日	10:00～12:00	20	32
書道	毎週水曜日	10:00～12:00	20	32
革工芸	第1・3木曜日	10:00～12:00	10	16
ペン習字	第1・3木曜日	13:30～15:30	15	16
俳句	第1・3金曜日	10:00～12:00	15	16
陶芸	第2・4金曜日	13:00～15:00	20	16

エ 送迎サービス

- ・マイクロバス等による利用者の送迎

オ 対象者

- ・松山市に在住する在宅の身体障がい者

カ 利用費用

- ・原材料の実費

B 軽費老人ホーム関係

1 恵原荘管理運営事業

(1) 目的

家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な老人に低額な料金で利用させ、健康で明るい生活を送らせることを目的とする。

(2) 方針

老人福祉法に基づき、常に入居者の人権を尊重し、理解と関心をもって接し入居者の心身の状態に応じた快適な生活を営めるよう処置することを方針として運営する。

(3) 利用定員 50名

(4) 年間行事

常時、入居者の相談助言に努めるとともにレクリエーション等を通じて生活に生きがいを与えられるよう努めるため次の行事を行う。

- ・親睦会（お花見会、敬老会、忘年会、総会等）
- ・レクリエーション（座談会、おたのしみ会、カラオケ等）
- ・相談助言…常時

主な年間行事

	行 事
4月	血压測定・親睦会（お花見会）・清掃（草引き）・カラオケ・詩吟
5月	血压測定・避難訓練（昼間想定）・お楽しみ会・カラオケ・詩吟・座談会
6月	血压測定・のぞみ幼稚園花束慰問・清掃（草引き）・カラオケ・詩吟・座談会
7月	血压測定・市民大清掃（草引き）・カラオケ・詩吟・座談会

8月	血圧測定・お楽しみ会・カラオケ・詩吟・座談会
9月	血圧測定・親睦会(敬老会)・カラオケ・詩吟
10月	血圧測定・電気点検サービス(四国電気保安協会)・定期健康診断 ・カラオケ・詩吟・座談会
11月	血圧測定・避難訓練(夜間想定)・のぞみ幼稚園収穫祭慰問・カラオケ・詩吟・座談会
12月	血圧測定・親睦会(忘年会)・カラオケ・詩吟
1月	血圧測定・お楽しみ会・カラオケ・詩吟・座談会
2月	血圧測定・お楽しみ会・カラオケ・詩吟・座談会
3月	血圧測定・親睦会(総会)・カラオケ・詩吟

C 児童館関係

1 目的

児童福祉法に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。

2 方針

より多くの子ども達に利用してもらうため、イベントや各種教室活動等を積極的に実施し、より効果的な事業運営を行う。

3 「中央児童センター」の運営計画

(1) 内容

①子育て支援活動事業

○幼児と保護者を対象に、様々な体験の中で他者とのかかわりをもつなど活動を展開するとともに、子育て中の保護者同士の交流の輪を広げ、子育て支援を行う。

・親子体操 ・親子クラブ

②体力増進活動事業

○日常的に集団で行うスポーツ(遊び)を取り入れ、体力の増進を図るとともに、仲間づくりやルールのある活動を通して協調性・社会性を身に付ける。

・体力増進クラブ

③視聴覚活動事業

○図書・DVD・パソコン・音楽などを提供し、豊かな感受性を育て想像力を高めるとともに、情報化社会に対応する能力を高める。

・図書コーナー ・DVDコーナー ・パソコンコーナー ・館内音楽

④創作・文化的活動事業

○ものを作る過程において、個々の創意工夫をこらし創造力を高め、より豊かな感性を養う。

・クラフトコーナー ・子ども料理教室 ・創作、文化ワークショップ

⑤集団あそび活動事業

○遊びを通じた仲間づくりの機会・環境をつくとともに、子どもの可能性や個性を引き出し、その成長や取り組む姿勢を互いに認め合い喜びあえる場とする。

・みんなであそび隊

⑥季節行事活動事業

○季節ごとのレクリエーション・文化活動等のイベントを開催することにより、季節や伝承行事を大切にし、子どもたちや地域との交流を深めるとともに、施設運営の活性化を図る。

- ・運動会 ・七夕会 ・地域夏まつり ・クリスマス会
- ・もちつき会&昔あそび大会 ・年末大掃除大会

⑦自然体験活動事業

○屋外で様々な自然体験活動を行うことにより、児童の創造性、忍耐力、社会性を養う。

- ・児童センター宿泊体験 ・子どもキャンプ（館外） ・雪山遊び

⑧地域活動支援事業

○児童の健全育成を目的に、地域の児童クラブや子育て支援センター、自主サークルなどの団体と連携を取り合い、遊びの実技指導や児童の事故防止等児童養育に関する研修や地域との交流イベントを実施する。

- ・わ〜キッズタウンであそぼ（子育て応援フェスタ）
- ・ハーモニーフェスティバル（福祉まつり） ・Sun らいおんフェスティバル

⑨ジュニアボランティア育成事業

○ボランティアに関する意識を高めるとともに、様々な体験をすることで社会性を養い、豊かな人間関係の育成を行う。

- ・ジュニアボランティアクラブ ・子ども喫茶 ・施設訪問活動

⑩児童館開放事業

○日常的に児童館施設を開放し遊び場を提供することにより、児童の健全育成活動の拠点としての整備充実を図るとともに、安全で安心な居場所づくりに努める。

⑪地域子育て支援拠点事業（児童館型）

○親と子の交流・つどいの場を提供し、その中で子育て当事者や経験者、または専門員などに気軽に相談できる利用しやすい地域交流活動を展開する。

- ・親子ふれあいタイム ・子育て支援に関する講習会

⑫市内児童館（センター）合同事業

○市内全域から参加者を募り、みんなで参加する楽しさ、目的を達成する充実感を味わう。また、市民に広く児童館を周知し児童館活動への理解を促していく。

- ・松山まつり「野球サンバ」 ・第18回あそぼうフェスタ

⑬調査研究事業

○ニーズに合わせた事業の提案実施。

- ・青空の下みんなであそぼう ・親子でレクリエーション in 風早

⑭中高生の居場所づくり推進事業

○児童厚生員指導のもと、中高生が主体となり、自分たちの居場所として、ニーズにあったイベントの企画・運営を行う。

- ・中高生宿泊体験 ・中高生向け講座

⑮巡回児童館事業

○児童館のもっている機能を地域に広め、地域住民とともに様々な遊びを通して児童の健全育成を図っていく。

- ・親子でPlay Play ・みんなでPlay Play

⑯離島児童交流事業

○地元住民の協力を得ながら、各種体験型イベント等を通して交流を深めることにより、児童の健全育成と離島の振興を図る。

- ・わいわいキャンプ

⑰主な年間行事

実施時期	イ	ベ	ン	ト
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童センター宿泊体験 ○子ども料理教室 			

5月	○青空の下みんなであそぼう ○わ〜キッズタウンであそぼ（子育て応援フェスタ）
6月	○中高生宿泊体験 ○青空の下みんなであそぼう
7月	○七夕会 ○地域夏まつり
8月	○わいわいキャンプ ◎松山まつり「野球サンバ」 ○子どもキャンプ（館外） ○地域夏まつり ○創作・文化ワークショップ
9月	○子ども料理教室 ○運動会
10月	◎第18回あそぼうフェスタ
11月	○親子でレクリエーション in 風早 ○中高生宿泊体験 ○ハーモニーフェスティバル（福祉まつり） ○創作・文化ワークショップ（イルミネーション点灯式）
12月	○子ども料理教室 ○クリスマス会 ○創作・文化ワークショップ ○もちつき会&昔あそび大会 ○年末大掃除大会
1月	○児童センター宿泊体験
2月	○子ども料理教室 ○雪山遊び
3月	○Sun らいおんフェスティバル

4 「新玉児童館」の運営計画

(1) 内容

①子育て支援活動事業

○幼児と保護者を対象に、様々な体験の中で他者とのかかわりをもつなど活動を展開するとともに、子育て中の保護者同士の交流の輪を広げ、子育て支援を行う。

・親子体操 ・親子クラブ ・おはなし会

②体力増進活動事業

○日常的に集団で行うスポーツ（遊び）を取り入れ、体力の増進を図るとともに、仲間づくりやルールのある活動を通して協調性・社会性を身に付ける。

・体力増進クラブ

- ③視聴覚活動事業
○図書・映画・DVD・パソコン・音楽などを提供し、豊かな感受性を育て想像力を高めるとともに、情報化社会に対応する能力を高める。
・図書コーナー ・DVDコーナー ・パソコンコーナー ・館内音楽
- ④創作・文化的活動事業
○ものを作る過程において、個々の創意工夫をこらし創造力を高め、より豊かな感性を養う。
・クラフトコーナー ・創作文化教室
- ⑤集団あそび活動事業
○遊びを通じた仲間づくりの機会・環境をつくとともに、子どもの可能性や個性を引き出し、その成長や取り組む姿勢を互いに認め合い喜びあえる場とする。
・チャレンジランキング
- ⑥季節行事活動事業
○季節ごとのレクリエーション・文化活動等のイベントを開催することにより、季節や伝承行事を大切にし、子どもたちや地域との交流を深めるとともに、施設運営の活性化を図る。
・七夕会 ・運動会 ・クリスマス会 ・もちつき会
- ⑦自然体験活動事業
○屋外で様々な自然体験活動を行うことにより、児童の創造性、忍耐力、社会性を養う。
・遠足 ・児童館宿泊体験 ・なんでも知り隊
- ⑧地域活動支援事業
○児童の健全育成を目的に、地域の児童クラブや子育て支援センター、自主サークルなどの団体と連携を取り合い、遊びの実技指導や児童の事故防止等児童養育に関する研修や地域との交流イベントを実施する。
・シネマランド ・コムズフェスティバル
- ⑨ジュニアボランティア育成事業
○ボランティアに対する意識を高めるとともに、様々な体験をすることで社会性を養い、豊かな人間関係の育成を行う。
・ジュニアボランティアクラブ ・子ども喫茶
- ⑩児童館開放事業
○日常的に児童館施設を開放し、遊び場を提供することにより児童の健全育成活動の拠点としての整備充実を図るとともに、安全で安心な居場所づくりに努める。
- ⑪地域子育て支援拠点事業（児童館型）
○親と子の交流・つどいの場を提供し、その中で子育て当事者や経験者、または専門員などに気軽に相談できる利用しやすい地域交流活動を展開する。
・親子ふれあいタイム ・子育て支援に関する講習会
- ⑫市内児童館（センター）合同事業
○市内全域から参加者を募り、みんなで参加する楽しさ、目的を達成する充実感を味わう。また、市民に広く児童館を周知し児童館活動への理解を促していく。
・松山まつり「野球サンバ」 ・第18回あそぼうフェスタ
- ⑬調査研究事業
○ニーズに合わせた事業の提案実施。
- ⑭主な年間行事

実施時期	イ	ベ	ン	ト
4月	○チャレンジランキング			
5月	○なんでも知り隊 ○チャレンジランキング			
6月	○創作文化教室 ○チャレンジランキング			

7月	○七夕会 ○児童館宿泊体験 ○チャレンジランキング
8月	◎松山まつり「野球サンバ」 ○シネマランド ○なんでも知り隊 ○チャレンジランキング
9月	○創作文化教室 ○チャレンジランキング
10月	◎第18回あそぼうフェスタ ○運動会 ○チャレンジランキング
11月	○遠足 ○チャレンジランキング
12月	○クリスマス会 ○創作文化教室 ○もちつき会 ○チャレンジランキング
1月	○コムズフェスティバル ○チャレンジランキング
2月	○コムズフェスティバル ○創作文化教室 ○チャレンジランキング
3月	○チャレンジランキング

5 「味生児童館」の運営計画

(1) 内容

①子育て支援活動事業

○幼児と保護者を対象に、様々な体験の中で他者とのかかわりをもつなど活動を展開するとともに、子育て中の保護者同士の交流の輪を広げ、子育て支援を行う。

・親子体操 ・親子クラブ

②体力増進活動事業

○日常的に集団で行うスポーツ（遊び）を取り入れ、体力の増進を図るとともに、仲間づくりやルールのある活動を通して協調性・社会性を身に付ける。

・体力増進クラブ

③視聴覚活動事業

○図書・パソコン・音楽などを提供し、豊かな感受性を育て想像力を高めるとともに、情報化社会に対応する能力を高める。

・図書コーナー ・パソコンコーナー ・館内音楽

④創作・文化的活動事業

○ものを作る過程において、個々の創意工夫をこらし創造力を高め、より豊かな感性を養う。

・クラフトコーナー ・創作・文化活動

⑤集団あそび活動事業

○ドッジボール等の遊びを通じた仲間づくりの機会・環境をつくとともに、子どもの可能性や個性を引き出し、その成長や取り組む姿勢を互いに認め合い喜びあえる場とする。

・みぶじキッズタイム

⑥季節行事活動事業

- 季節ごとのレクリエーション・文化活動等のイベントを開催することにより、季節や伝承行事を大切にし、子どもたちや地域との交流を深めるとともに、施設運営の活性化を図る。
 - ・夕涼み会
 - ・ハロウィンパーティー
 - ・運動会
 - ・クリスマス会

⑦自然体験活動事業

- 屋外で様々な自然体験活動を行うことにより、児童の創造性、忍耐力、社会性を養う。
 - ・遠足
 - ・児童館宿泊体験
 - ・みぶじ探検隊

⑧地域活動支援事業

- 児童の健全育成を目的に、地域の児童クラブや子育て支援センター、自主サークルなどの団体と連携を取り合い、遊びの実技指導や児童の事故防止等児童養育に関する研修や地域との交流イベントを実施する。
 - ・もちつき会
 - ・児童館まつり

⑨ジュニアボランティア育成事業

- ボランティアに対する意識を高めるとともに、様々な体験をすることで社会性を養い、豊かな人間関係の育成を行う。
 - ・ジュニアボランティアクラブ

⑩児童館開放事業

- 日常的に児童館施設を開放し、遊び場を提供することにより児童の健全育成活動の拠点としての整備充実を図るとともに、安全で安心な居場所づくりに努める。

⑪地域子育て支援拠点事業（児童館型）

- 親と子の交流・つどいの場を提供し、その中で子育て当事者や経験者、または専門員などに気軽に相談できる利用しやすい地域交流活動を展開する。
 - ・親子ふれあいタイム
 - ・子育て支援に関する講習会

⑫市内児童館（センター）合同事業

- 市内全域から参加者を募り、みんなで参加する楽しさ、目的を達成する充実感を味わう。また、市民に広く児童館を周知し児童館活動への理解を促していく。
 - ・松山まつり「野球サンバ」
 - ・第18回あそぼうフェスタ

⑬調査研究事業

- ニーズに合わせた事業の提案実施。

⑭主な年間行事

実施時期	イ	ベ	ン	ト
5月	○遠足 ○みぶじ探検隊			
6月	○みぶじキッズタイム ○創作・文化活動			
7月	○児童館宿泊体験 ○夕涼み会 ○創作・文化活動			
8月	○みぶじキッズタイム ◎松山まつり「野球サンバ」 ○創作・文化活動			
9月	○みぶじキッズタイム ○みぶじ探検隊			
10月	◎第18回あそぼうフェスタ ○ハロウィンパーティー			
11月	○児童館まつり ○運動会			

12月	○クリスマス会 ○創作・文化活動 ○もちつき会 ○みぶじキッズタイム
1月	○みぶじキッズタイム
2月	○創作・文化活動
3月	○みぶじキッズタイム

6 「久米児童館」の運営計画

(1) 内容

①子育て支援活動事業

○幼児と保護者を対象に、様々な体験の中で他者とのかかわりをもつなど活動を展開するとともに、子育て中の保護者同士の交流の輪を広げ、子育て支援を行う。

・親子体操 ・親子クラブ ・おはなし会

②体力増進活動事業

○日常的に集団で行うスポーツ（遊び）を取り入れ、体力の増進を図るとともに、仲間づくりやルールのある活動を通して協調性・社会性を身に付ける。

・体力増進クラブ

③視聴覚活動事業

○図書・パソコン・音楽などを提供し、豊かな感受性を育て想像力を高めるとともに、情報化社会に対応する能力を高める。

・図書コーナー ・パソコンコーナー ・館内音楽

④創作・文化的活動事業

○ものを作る過程において、個々の創意工夫をこらし創造力を高め、より豊かな感性を養う。

・クラフトコーナー ・創作文化教室

⑤集団あそび活動事業

○遊びを通じた仲間づくりの機会・環境をつくるとともに、子どもの可能性や個性を引き出し、その成長や取り組む姿勢を互いに認め合い喜びあえる場とする。

・みんなであそぼう！

⑥季節行事活動事業

○季節ごとのレクリエーション・文化活動等のイベントを開催することにより、季節や伝統行事を大切に、子どもたちや地域との交流を深めるとともに、施設運営の活性化を図る。

・いも炊き会 ・ハロウィンパーティー ・クリスマス会 ・もちつき大会

⑦自然体験活動事業

○屋外で様々な自然体験活動を行うことにより、児童の創造性、忍耐力、社会性を養う。

・さつまいもを育てよう！ ・くめツアーズ ・児童館宿泊体験 ・雪山であそぼう！

⑧地域活動支援事業

○児童の健全育成を目的に、地域の児童クラブや子育て支援センター、自主サークルなどの団体と連携を取り合い、遊びの実技指導や児童の事故防止等児童養育に関する研修や地域との交流イベントを実施する。

・夕涼み会 ・くめじシアター

⑨ジュニアボランティア育成事業

○ボランティアに関する意識を高めるとともに、様々な体験をすることで社会性を養い、豊かな人間関係の育成を行う。

・ジュニアボランティアクラブ ・子ども喫茶

⑩児童館開放事業

○日常的に児童館施設を開放し、遊び場を提供することにより児童の健全育成活動の拠点としての整備充実を図るとともに、安全で安心な居場所づくりに努める。

⑪地域子育て支援拠点事業（児童館型）

○親と子の交流・つどいの場を提供し、その中で子育て当事者や経験者、または専門員などに気軽に相談できる利用しやすい地域交流活動を展開する。

・親子ふれあいタイム ・子育て支援に関する講習会

⑫市内児童館（センター）合同事業

○市内全域から参加者を募り、みんなで参加する楽しさ、目的を達成する充実感を味わう。また、市民に広く児童館を周知し児童館活動への理解を促していく。

・松山まつり「野球サンバ」 ・第18回あそぼうフェスタ

⑬調査研究事業

○ニーズに合わせた事業の提案実施。

⑭主な年間行事

実施時期	イ ベ ン ト
5月	○さつまいもを育てよう！（苗植え） ○くめツアーズ
6月	○みんなであそぼう！ ○創作文化教室 ○児童館宿泊体験
7月	○夕涼み会
8月	○みんなであそぼう！ ◎松山まつり「野球サンバ」 ○創作文化教室 ○くめじシアター
9月	○いも炊き会 ○創作文化教室
10月	○みんなであそぼう！ ◎第18回あそぼうフェスタ ○ハロウィンパーティー
11月	○さつまいもを育てよう！（収穫祭） ○くめツアーズ
12月	○クリスマス会 ○創作文化教室 ○もちつき大会
1月	○みんなであそぼう！
2月	○雪山であそぼう！ ○みんなであそぼう！ ○創作文化教室 ○みんなであそぼう！

7 「久枝児童館」の運営計画

(1) 内容

①子育て支援活動事業

○幼児と保護者を対象に、様々な体験の中で他者とのかかわりをもつなど活動を展開するとともに、子育て中の保護者同士の交流の輪を広げ、子育て支援を行う。

・親子体操 ・親子クラブ ・おはなし広場

②体力増進活動事業

○日常的に集団で行うスポーツ（遊び）を取り入れ、体力の増進を図るとともに、仲間づくりやルールのある活動を通して協調性・社会性を身に付ける。

・体力増進クラブ

③視聴覚活動事業

○図書・パソコン・音楽などを提供し、豊かな感受性を育て想像力を高めるとともに、情報化社会に対応する能力を高める。

・図書コーナー ・パソコンコーナー ・館内音楽

④創作・文化的活動事業

○ものを作る過程において、個々の創意工夫をこらし創造力を高め、より豊かな感性を養う。

・クラフトコーナー ・創作文化教室

⑤集団あそび活動事業

○遊びを通じた仲間づくりの機会・環境をつくるとともに、その中で子どもの可能性や個性を引き出し、その成長や取り組む姿勢を互いに認め合い喜びあえる場とする。

・あそびのポケット

⑥季節行事活動事業

○季節ごとのレクリエーション・文化活動等のイベントを開催することにより、季節や伝承行事を大切にし、子どもたちや地域との交流を深めるとともに、施設運営の活性化を図る。

・七夕会 ・運動会 ・クリスマス会 ・もちつき会

⑦自然体験活動事業

○屋外で様々な自然体験活動を行うことにより、児童の創造性、忍耐力、社会性を養う。

・遠足 ・児童館宿泊体験 ・お月見会 ・ワイルドクッキング

⑧地域活動支援事業

○児童の健全育成を目的に、地域の児童クラブや子育て支援センター、自主サークルなどの団体と連携を取り合い、遊びの実技指導や児童の事故防止等児童養育に関する研修や地域との交流イベントを実施する。

・夕涼み会 ・おいちゃん DAY

⑨ジュニアボランティア育成事業

○ボランティアに対する意識を高めるとともに、様々な体験をすることで社会性を養い、豊かな人間関係の育成を行う。

・ジュニアボランティアクラブ

⑩児童館開放事業

○日常的に児童館施設を開放し、遊び場を提供することにより児童の健全育成活動の拠点としての整備充実を図るとともに、安全で安心な居場所づくりに努める。

⑪地域子育て支援拠点事業（児童館型）

○親と子の交流・つどいの場を提供し、その中で子育て当事者や経験者、または専門員などに気軽に相談できる利用しやすい地域交流活動を展開する。

・親子ふれあいタイム ・子育て支援に関する講習会

⑫市内児童館（センター）合同事業

○市内全域から参加者を募り、みんなで参加する楽しさ、目的を達成する充実感を味わう。また、市民に広く児童館を周知し児童館活動への理解を促していく。

・松山まつり「野球サンバ」 ・第18回あそぼうフェスタ

⑬調査研究事業

○ ニーズに合わせた事業の提案実施。

⑭主な年間行事

実施時期	イ	ベ	ン	ト
4月	○あそびのポケット			
5月	○運動会			

6月	○創作文化教室
7月	○七夕会 ○あそびのポケット ○夕涼み会
8月	○あそびのポケット ◎松山まつり「野球サンバ」 ○児童館宿泊体験
9月	○お月見会 ○創作文化教室
10月	◎第18回あそぼうフェスタ
11月	○ワイルドクッキング ○創作文化教室 ○遠足
12月	○クリスマス会 ○創作文化教室 ○おいちゃんDAY
1月	○新春もちつき大会
2月	○創作文化教室 ○あそびのポケット
3月	○創作文化教室 ○あそびのポケット

8 「畑寺児童館」の運営計画

(1) 内容

①子育て支援活動事業

○幼児と保護者を対象に、様々な体験の中で他者とのかかわりをもつなど活動を展開するとともに、子育て中の保護者同士の交流の輪を広げ、子育て支援を行う。

・親子体操 ・ミニフレンズタイム

②体力増進活動事業

○日常的に集団で行うスポーツ（遊び）を取り入れ、体力の増進を図るとともに、仲間づくりやルールのある活動を通して協調性・社会性を身に付ける。

・体力増進クラブ

③視聴覚活動事業

○図書・ビデオ、DVD・パソコンなどを提供し、豊かな感受性を育て想像力を高めるとともに情報化社会に対応する能力を高める。

・図書コーナー ・ビデオ、DVD コーナー ・パソコンコーナー ・館内音楽

④創作・文化的活動事業

○ものを作る過程において、個々の創意工夫をこらし創造力を高め、より豊かな感性を養う。

・クラフトコーナー ・創作文化教室

⑤集団あそび活動事業

○遊びを通じた仲間づくりの機会・環境をつくるとともに、子どもの可能性や個性を引き出し、その成長や取り組む姿勢を互いに認め合い喜びあえる場とする。

・元気ッズタイム

⑥季節行事活動事業

○季節ごとのレクリエーション・文化活動等のイベントを開催することにより、季節や伝承行事を大切に、児童館のPRを行い子どもたちや地域との交流を深め、施設運営の活性化を図る。

・運動会 ・たなばた会 ・ハロウィンパーティー ・クリスマス会 ・もちつき会

⑦自然体験活動事業

- 屋外で様々な自然体験活動を行うことにより、児童の創造性、忍耐力、社会性を養う。
- ・サツマイモを育てよう！ ・児童館宿泊体験 ・お月見会 ・雪山であそぼう

⑧地域活動支援事業

- 児童の健全育成を目的に地域の児童クラブや子育て支援センター、自主サークルなどの団体と連携を取り合い、あそびの実技指導や児童の事故防止等その他児童養育に関する研修や地域との交流イベントを実施する。
- ・夕涼み会 ・でらじフェスティバル（児童館まつり）

⑨ジュニアボランティア育成事業

- ボランティアに対する意識を高めるとともに、様々な体験をすることで社会性を養い、豊かな人間関係の育成を行う。
- ・ジュニアボランティアクラブ ・子ども喫茶

⑩児童館開放事業

- 日常的に児童館施設を開放し、遊び場を提供することにより児童の健全育成活動の拠点としての整備充実を図るとともに、安全で安心な居場所づくりに努める。

⑪地域子育て支援拠点事業（児童館型）

- 親と子の交流・つどいの場を提供し、その中で子育て当事者や経験者、または専門員などに気軽に相談できる利用しやすい地域交流活動を展開する。
- ・親子ふれあいタイム ・子育て支援に関する講習会

⑫市内児童館（センター）合同事業

- 市内全域から参加者を募り、みんなで参加する楽しさ、目的を達成する充実感を味わう。
- また、市民に広く児童館を周知し児童館活動への理解を促していく。
- ・松山まつり「野球サンバ」 ・第18回あそぼうフェスタ

⑬調査研究事業

- ニーズに合わせた事業の提案実施。

⑭主な年間行事

実施時期	イ	ベ	ン	ト
4月	○元気ッズタイム①			
5月	○運動会 ○サツマイモを育てよう！～イモ植え～			
6月	○児童館宿泊体験①			
7月	○七夕会 ○元気ッズタイム②			
8月	○夕涼み会 ◎松山まつり「野球サンバ」 ○創作文化教室Ⅰ			
9月	○いもたき&お月見会 ○元気ッズタイム③			
10月	◎第18回あそぼうフェスタ ○ハロウィンパーティー			
11月	○創作文化教室Ⅱ ○サツマイモを育てよう！～収穫祭～ ○児童館宿泊体験②			
12月	○創作文化教室Ⅲ ○クリスマス会			

1月	○もちつき会 ○元気ッズタイム④
2月	○創作文化教室IV
3月	○でらじフェスティバル（児童館まつり）

9 「南部児童センター」の運営計画

(1) 内容

①子育て支援活動事業

○幼児と保護者を対象に、様々な体験の中で他者とのかかわりをもつなど活動を展開するとともに、子育て中の保護者同士の交流の輪を広げ、子育て支援を行う。

・親子体操 ・おはなし会 ・からだdeあそぼう ・子育て応援ライブ

②体力増進活動事業

○日常的に集団で行うスポーツ（遊び）を取り入れ、体力の増進を図るとともに、仲間づくりやルールのある活動を通して協調性・社会性を身に付ける。

・体力増進クラブ

③視聴覚活動事業

○図書・パソコン・音楽などを提供し、豊かな感受性を育て想像力を高めるとともに、情報化社会に対応する能力を高める。

・図書コーナー ・パソコンコーナー ・館内音楽

④創作・文化的活動事業

○ものを作る過程において、個々の創意工夫をこらし創造力を高め、より豊かな感性を養う。

・クラフトコーナー ・創作文化教室 ・わくわくタイム

⑤集団あそび活動事業

○遊びを通じた仲間づくりの機会・環境をつくるとともに、その中で子どもの可能性や個性を引き出し、その成長や取り組む姿勢を互いに認め合い喜びあえる場とする。

・ちゃれんじタイム

⑥季節行事活動事業

○季節ごとのレクリエーション・文化活動等のイベントを開催することにより、季節や伝承行事を大切にし、子どもたちや地域との交流を深めるとともに、施設運営の活性化を図る。

・夏まつり ・お月見会 ・ハロウィンパーティー ・クリスマス会

⑦自然体験活動事業

○屋外で様々な自然体験活動を行うことにより、児童の創造性、忍耐力、社会性を養う。

・遠足 ・なんぶ農園 ・児童センターキャンプ ・わくわくキャンプ in 大洲

⑧地域活動支援事業

○児童の健全育成を目的に、地域の児童クラブや子育て支援センター、自主サークルなどの団体と連携を取り合い、遊びの実技指導や児童の事故防止等児童養育に関する研修や地域との交流イベントを実施する。

・もちつき大会 ・はなみずきセンターまつり ・なんぶシネマランド

・はなみずきセンターフェスタ ・地域交流事業 ・開館5周年イベント

・なんぶde緑化プロジェクト

⑨ジュニアボランティア育成事業

○ボランティアに関する意識を高めるとともに、様々な体験をすることで社会性を養い、豊かな人間関係の育成を行う。

・ジュニアボランティアクラブ ・子ども喫茶

⑩児童館開放事業

○日常的に児童館施設を開放し、遊び場を提供することにより児童の健全育成活動の拠点としての整備充実を図るとともに、安全で安心な居場所づくりに努める。

⑪地域子育て支援拠点事業（児童館型）

○親と子の交流・つどいの場を提供し、その中で子育て当事者や経験者、または専門員などに気軽に相談できる利用しやすい地域交流活動を展開する。

- ・親子ふれあいタイム
- ・子育て支援に関する講習会

⑫市内児童館（センター）合同事業

○市内全域から参加者を募り、みんなで参加する楽しさ、目的を達成する充実感を味わう。また、市民に広く児童館を周知し児童館活動への理解を促していく。

- ・松山まつり「野球サンバ」
- ・第18回あそぼうフェスタ

⑬調査研究事業

○ニーズに合わせた事業の提案実施。

⑭中高生の居場所づくり推進事業

○楽器やダンスの練習室の貸出や夜間の学習スペースの確保、中高生向けプログラムをおこなうことにより、中高生の活動拠点の場となるよう取り組んでいく。

- ・練習室、多目的室貸室
- ・学習スペース
- ・中高生実行委員会（卒業バトンライブ、サタデーナイトイベント等）

⑧主な年間行事

月	イ	ベ	ン	ト
4月	○なんぶ農園 花まつり ○子育て支援活動（春の運動会）			
5月	○なんぶシネマランド ○子育て支援活動（母の日プログラム） ○なんぶ農園 植付け ○はなみずきセンターまつり			
6月	○遠足 ○子育て支援活動（父の日プログラム）			
7月	○子育て支援活動（七夕プログラム） ○夏まつり ○児童センターキャンプ（小学生） ○創作文化教室（科学工作） ○中高生実行委員会（ダンス教室）			
8月	○子育て支援活動（水あそびプログラム） ○児童センターキャンプ（中高生） ○なんぶシネマランド ◎松山まつり「野球サンバ」 ○わくわくキャンプ in 大洲 ○ちゃれんじタイム（おばけ屋敷） ○わくわくタイム（卓球教室）			
9月	○お月見会 ○ちゃれんじタイム（昔あそび）			
10月	○子育て支援活動（孫の日プログラム） ◎第18回あそぼうフェスタ ○ハロウィン			
11月	○はなみずきセンターフェスタ ○なんぶ農園 収穫祭 ○わくわくタイム（将棋教室） ○子育て応援ライブ			

12月	○クリスマス会 ○創作文化教室（リースづくり） ○開館5周年イベント ○もちつき会 ○わくわくタイム（卓球教室）
1月	○わくわくタイム（書初め大会） ○なんぶシネマランド ○中高生実行委員会（ダンス教室）
2月	○子育て支援活動（節分プログラム） ○創作文化教室（料理教室1） ○ちゃれんじタイム（忍者マスター決定戦）
3月	○子育て支援活動（ひなまつりプログラム） ○中高生実行委員会（卒業バトンライブ） ○ちゃれんじタイム（巨大迷路） ○わくわくタイム（卓球教室）

D 障害福祉サービス事業所関係

1 湯山障害者生活介護事業所

(1) 目的

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供、日常生活上の相談支援等を適切に提供する。

(2) 重点目標

- ①食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援を行う。
- ②軽作業等の生産活動や創作的活動の支援を行う。
- ③生活介護事業として利用者一人ひとりの障害の状態を把握して身体機能・生活能力の維持・向上を図り自立を目指すよう支援する。
- ④利用者一人ひとりの長所を見つめ、個性がより表現できるように援助する。
- ⑤利用者の主体性や意思表現を大切にし、よりよい自己決定ができるよう援助する。
- ⑥施設外活動を随時取り入れ、社会的資源を活用し、社会性を身につける機会をもつ。
- ⑦施設外活動を随時取り入れ、情緒の安定を図る。
- ⑧連絡帳等により、家庭と連携を密にし、援助に当たる。

(3) 内容

- ①入浴サービス
介護者の負担軽減、健康管理、清潔感の育成
- ②給食提供サービス
健康管理と併せて食事提供及び介助
- ③創作活動・生産活動
壁画、クッキング、軽作業等
- ④相談
利用者からの生活面や健康面の相談
- ⑤健康活動
 - 健康チェック（体温、血圧、脈拍等の測定と観察）
 - 機能訓練（理学療法士による機能回復訓練）
 - レクリエーション
 - 体力づくり

⑥日常生活上の支援

排せつ、着替え、移動等の介助

⑦送迎サービス

マイクロバス、乗用車の計2台で送迎

(4) 対象者

松山圏域に在住する障害福祉サービス受給者（主たる対象者：知的障害者）

(5) 利用人員

1日25名

(6) 利用費用

①利用者負担金 原則1割の定率負担金

②その他 食費及び原材料の実費

(7) 実施日

週5回（祝日を除く月曜日から金曜日）10:00～15:35

(8) 日課表

8:30	職員ミーティング、出席者確認 プログラム、日程確認	13:00	創作的活動、室内活動 清掃
10:00	送迎バス到着、利用者受付 健康チェック、生活援助	14:00	おやつ 室内活動、入浴
10:20	朝礼、健康活動、軽運動 レクリエーション、機能訓練	15:00	生活援助 終礼、生活マナー
11:40	昼食準備	15:35	送迎バス出発
11:50	昼食（食事介助） 生活マナー、生活援助	17:00	職員ミーティング、記録 プログラムの準備

(9) 主な年間行事

実施時期	行 事	実施時期	行 事
4月	お花見	10月	運動会
5月	釣堀	11月	ショッピング
6月	プール活動	12月	クリスマス会
7月	そうめん流し	1月	もちつき大会
8月	社会見学(南海放送)	2月	カラオケ大会
9月	社会見学(タオル美術館)	3月	いちご狩り

2 久枝障害者生活介護事業所

(1) 目的

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動の機会の提供、日常生活上の相談支援等を適切に提供する。

(2) 重点目標

- ①食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援を行う。
- ②創作的活動の支援を行う。
- ③生活介護事業として利用者一人一人の障害の状態を把握して身体機能・生活能力の維持・向上を図り自立を目指すよう支援する。
- ④相互信頼を深め、生活の幅を広げるための意思の伝達方法の拡充定着に努める。
- ⑤送迎車両による送迎サービスの適正、円滑化を図る。
- ⑥多様な障がいへの配慮とともに加齢化、高齢化に伴う諸問題への対応に努める。

⑦多様な災害に備え障がいの状態に応じたきめ細かな防災対策に努める。

(3) 内容

①入浴サービス

介護者の負担軽減、健康管理、清潔感の保持

②食事提供サービス

キザミ食やペースト食、流動食等、個々の食形態に応じた適切な食事提供及び介助

③創作活動

絵手紙、アート、クッキング、習字等

④相談

利用者からの生活面や健康の相談

⑤健康活動

○健康チェック（体温・血圧・脈拍・酸素飽和濃度）

○機能訓練（理学療法士による機能回復訓練）

○レクリエーション

○体力づくり

⑥日常生活上の支援

身体介助（排せつ、着替え、移動等の介助）

⑦送迎サービス

送迎車両 3 台で送迎

(4) 対象者

松山圏域に在住する障害福祉サービス受給者(主たる対象者：身体障がい者)

(5) 利用人員

1 日 2 0 名

(6) 利用費用

①利用者負担金 原則 1 割の定率負担金

②その他 食費及び原材料の実費

(7) 実施日

週 5 回（祝日を除く月曜日から金曜日） 9 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0

(8) 日課表

8 : 30	職員会、利用者確認 活動準備		午後の活動
9 : 00~ 10 : 00	送迎車両到着（自力通所の方来所） 健康チェック、排せつ、身辺整理、 水分補給、連絡事項の確認	13 : 30	入浴、健康活動、創作活動、スポー ツ・レクリエーション等
10 : 30	朝の会（利用者確認）活動の説明、 紹介、連絡事項、時事・季節の話 題、身近な話題 午前の活動 個別機能訓練（身体状況に応じて） 入浴、健康活動、創作活動	14 : 20	身辺整理、排せつ、連絡帳記入、水 分補給
		14 : 40	終わりの会 連絡事項、次来所時の活動説明及び 紹介、身近な話題等 帰宅準備
		15 : 00~ 16 : 30	送迎車両出発 （自力通所の方帰宅）
		17 : 00	職員会、記録 活動準備
11 : 30	食事準備、排せつ、身辺整理		
12 : 00~ 13 : 20	昼食（食事介助・支援、歯磨き） 休憩、排せつ、静養、身辺整理		

(9) 主な年間行事

月	行 事
4	お花見
7	七夕・夕涼み会
10	スポーツ大会
12	クリスマス会
1	新春ゲーム大会
2	節分豆まき会
3	ひな祭り

※外出活動（2ヵ月に1回程度）

3 若草就労継続支援事業所(B型)事業

(1) 目的

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう就労の機会、生産活動及びその他の活動等の機会を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

(2) 内容

①訓練及び支援の実施

②生産活動の機会の提供 施設内作業

施設外作業及び施設外就労

ア 松山市受託事業

・清掃及び産業廃棄物収集運搬業務

イ (株)アミノ受託作業

・清掃及び点検業務

③工賃の支払い

④職場実習の実施

⑤求職活動の支援の実施

⑥職場定着のための支援の実施

⑦家庭訪問支援の実施

⑧年間行事の実施

⑨他機関との連携及びケア会議の実施

(3) 利用費用

①利用者負担金 原則1割の応能負担

②その他 原材料及び行事等の実費

(4) サービス提供実施日時

月曜日から金曜日 9:00～15:30

(5) 対象者

松山圏域に在住する就労継続支援（B型の支給決定を受けた者
（主たる対象者 知的障害者）

(6) 利用定員 20名

(7) 日課表

時 間	内 容
9:00	開 所 (着がえ・準備 等)
9:15	ラジオ 体操
9:30	朝 の 会

12:00	作 業
	昼食 準備 (配膳・手洗い等)
13:00	昼 食 歯みがき 休 憩
	作 業
15:10	掃 除
	帰宅 準備
15:30	終わりの会
	解 散

(8) 主な年間行事

実施時期	行 事
6月	ボウリング大会
	健康診断
8月	ショッピング
9月	歯科検診
10月	社会体験学習(香川方面)
	ルンルン喫茶
12月	忘年会
1月	新年の集い
	ショッピング
2月	カラオケ大会

(9) 定例

月間行事	軽運動	概ね週1回
	調理実習	概ね3か月に1回
	身体計測	月1回
	避難訓練	2か月に1回
	個人懇談会(モニタリング)	概ね6か月に1回

4 畑寺就労継続支援事業所事業

(1) 目的

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう就労の機会、生産活動及びその他の活動等の機会を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

(2) 内容

- ① 訓練及び支援の実施
- ② 生産活動の機会の提供 施設内作業
施設外作業及び施設外就労
- ③ 工賃の支払い
- ④ 職場実習の実施
- ⑤ 求職活動の支援の実施
- ⑥ 職場定着のための支援の実施
- ⑦ 家庭訪問支援の実施
- ⑧ 年間行事の実施
- ⑨ 他機関との連携及びケア会議の実施
- ⑩ 利用者のマイクロバス等による送迎

(3) 利用費用

- ① 利用者負担金 原則1割の応能負担
② その他 原材料及び行事等の実費

(4) サービス提供実施日時

月曜日から金曜日 9:30～15:30

(5) 対象者 松山圏域に在住する就労継続支援（B型）の支給決定を受けた者
（主たる対象者：知的障害者）

(6) 利用定員 30名

(7) 日課表

時 間	内 容
8:30～	送 迎
9:30	開 所 （着替え・準備等）
	ラジオ体操
	朝 の 会
9:50	
	作 業
12:00	
	昼食準備（配膳・手洗い等）
	昼 食
	歯みがき
13:00	休 憩
	作 業
15:00	掃除、帰宅準備
	終わりの会
15:30～	送 迎

(8) 主な年間行事

実施時期	行 事
4月	保護者説明会、お花見
5月	畑寺地区運動会
6月	ボウリング大会、健康診断
8月	畑寺サマーフェスティバル
9月	カラオケ大会
10月	社会体験学習、医療技術大学文化祭
11月	若草福祉まつり、歯科検診
12月	忘年会
1月	新年の集い
2月	市内社会体験
3月	ショッピング

(9) 定例

月間行事	軽 運 動	概 ね 週 1 回
	調理実習	概ね4ヶ月に1回
	身体計測	月 1 回
	避難訓練	2ヶ月に1回
	個人懇談会（モニタリング）	概ね6ヶ月に1回
	預金活動	月 1 回
	お誕生会	月 1 回

E 障害児通所支援事業関係

1 児童発達支援センターひまわり園

(1) 目的

児童福祉法の規定に基づき、通所を通して、障がいや発達の違いのある子どもたちが、健やかに育ち、将来豊かな生活を送ることができるよう、一人ひとりの特性を踏まえた発達支援を行う。また、家庭内や地域での子育てがより一層円滑になるよう、保護者への子育て支援を行う。子どもや家族を取り巻く関係機関等と協力し、発達支援と子育て支援の実現に向けて重層的に支援を行う。

(2) 方針

子どもの成長、及び保護者の願いや意向に基づく発達や子育ての支援を行うために、保護者とともに、一人ひとりの発達状況や解決すべき課題等を明らかにし、段階を踏んだ具体的な目標と支援方法等を載せた「個別の支援計画」を作成する。そして、当センターの療育メニューにおいて取り組み、目標の実現を目指す。保護者に対しては、子どもの理解を深め、個々に合った子育ての方法を知り、将来への見通しを持ちながら主体的に子育てを行っていただけるように支える。また、個別の支援計画に記載される医療や保健、教育、福祉等の各関係者と連携を図り、与えられた当センターの役割を果たす。

(3) 内容

- ① 個別・集団保育
- ② 療法職による個別援助
- ③ 発達相談
- ④ プール活動
- ⑤ 交流保育
- ⑥ 診察、健康管理
- ⑦ 給食
- ⑧ バス送迎
- ⑨ 預かり保育
- ⑩ 移行支援（就学、就園）

(4) 対象者

松山圏域に在住する児童発達支援に係る通所給付決定を受けた未就学の子どもとその保護者

(5) 定員 50名

(6) 日課表

時間	内容		時間	内容	
7:30	・預かり保育（～10:00）		12:45	・個別、集団保育 ・プール活動 ・おやつ	13:00
8:40	・バス出発 （車内支援）	9:00 ・個別援助			・個別援助
	（話し合い、療育準備、清掃等）				14:00 ・個別援助
	・バス到着				15:00

10:00	・身辺処理 ・排せつ ・個別、集団保育 ・プール活動		15:00 水 14:00	・バス出発 (車内支援) ・預かり保育 (～19:00)	・個別援助
12:00	・給食 ・歯磨き、排せつ等		16:15 水 15:15	・バス帰園 (話し合い、療育準備、清掃等)	
			水 15:40	・職員会議、研修等	

(7) 主な年間行事

実施時期	園行事	定例行事
4月	※入園式・※家庭訪問・※個別懇談	○週間行事 ・診察 ・プール活動 ○月間行事 ・避難訓練 ・身体計測 ・ハッピーデー ○交流保育 ・保育園との交流
5月	定期健診・※個別懇談・※家族参観日	
6月	※親子運動会・※参観日	
7月	※夏祭りごっこ	
8月	年長児お楽しみ会	
9月	※個別懇談	
10月	※遠足	
11月	※おひさまコンサート・定期健診 ※一日親子通園及び個別懇談・※歯科検診	
12月	クリスマス会	
1月	もちつき・※参観日	
2月	※個別懇談	
3月	※個別懇談・※卒園式・※修了式	

※印は、保護者参加行事

(8) 利用費用

- ・利用者負担金 政令で定める通所利用者負担額
- ・その他 給食費、保育材料等の実費

(9) ひまわり園で行う指定管理事業

ア 児童発達支援センタープール開放事業

○目的

発達の遅れや障がいがある子ども及び保護者にセンターの有するプールを一時的に提供し、健康増進や運動機能の向上、コミュニケーション能力の向上等を目指した療育支援を行う。

○対象 小学校6年生以下の子ども及び保護者

○実施日時

- ・毎週木曜日 15:10～16:10
- ・第2、第4土曜日 10:00～11:00

○利用費用 松山市の要綱で定める額

イ 障害児等療育支援事業

○目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、発達の遅れや障がいがある子ども及び保護者に対して、相談や療育を通して、発達支援や子育て支援を行う。また、子どもや家族を取り巻く関係機関等と協力、または求められる指導をし、発達支援と子

育て支援の実現を目指す。

○内容

- ・訪問による療育支援（巡回相談）
相談を希望する子どもの家庭等を訪問し、相談や療育支援等を行う。
- ・外来による相談、支援（外来療育）
子ども及び保護者に対して外来の方法により、相談や療育支援等を行う。
- ・保育所や幼稚園、小学校等と連携・協力した相談、支援（施設支援）
教育、福祉等の関係者からの各種相談に応じ、療育に関する技術向上に向けての助言や協力支援を行う。

○対象 松山圏域に在住する子ども及び保護者、関係者

○利用費用 松山市等の要綱により無料

2 児童発達支援事業「ひだまりクラブ」

(1) 目的

児童福祉法の規定に基づき、通所を通して、重症心身障がいのある子どもたちが、健やかに育ち、将来豊かな生活を送ることができるよう、一人ひとりの特性を踏まえた発達支援を行う。また、家庭内や地域での子育てがより一層円滑になるよう、保護者への子育て支援を行う。子どもや家族を取り巻く関係機関等と協力し、発達支援と子育て支援の実現に向けての支援を行う。

(2) 方針

子どもの成長、及び保護者の願いや意向に基づく発達や子育ての支援を行うために、保護者とともに、一人ひとりの発達状況や解決すべき課題等を明らかにし、段階を踏んだ具体的な目標と支援方法等を載せた「個別の支援計画」を作成する。そして、当事業所の療育メニューにおいて取り組み、目標の実現を目指す。保護者に対しては、親子での通所を通して、子どもの理解を深め、療育技術の習得を図り、将来への見通しを持ちながら主体的に子育てを行っていきけるように支える。また、個別の支援計画に記載される医療や保健、教育、福祉等の各関係者と連携を図り、与えられた事業所の役割を果たす。

(3) 内容

- ① 個別援助
- ② 集団保育
- ③ 発達相談
- ④ プール活動
- ⑤ 医療的ケア、診察、健康管理
- ⑥ 給食
- ⑦ 単独通園（年少以上）

(4) 対象者

松山圏域に在住する児童発達支援に係る通所給付決定を受けた未就学の子ども（重症心身障がい児）とその保護者

(5) 利用定員 5名

(6) 日課表

時間	内 容
9 : 1 0	個別援助（理学療法）

10:00	登園、健康チェック、身支度
10:15	朝の集まり、水分補給
10:30	集団保育
11:00	水分補給、休息
11:15	集団保育
12:00	給食（摂食援助）、歯磨き
13:10	休息、集団保育
13:30	帰りの集まり、水分補給
14:00	降園
14:10～	個別援助（保育、理学療法）、職員会議・研修等

(7) 主な年間行事

実施時期	園行事	定例行事
4月	入園式	○週間行事 ・診察 ・プール活動 ○月間行事 ・避難訓練 ・身体計測 ・ハッピーデー
5月	日曜参観日・園外保育	
6月	親子運動会	
7月	夏祭りごっこ	
8月	年長児お楽しみ会	
9月	土曜参観日	
10月	遠足	
11月	おひさまコンサート・歯科検診	
12月	クリスマス会	
1月	もちつき	
2月	園外保育	
3月	卒園式・修了式	

(8) 利用費用

- ・利用者負担金 政令で定める通所利用者負担額
- ・その他 給食費、保育材料等の実費

3 児童発達支援事業「親子通園・くれよん」

(1) 目的

発達に不安や遅れがある子どもに、親子通園による早期療育を行うと共に、その家族への助言や支援を行う。また、地域での育ちを大切にしながら一貫した支援ができるよう、他の機関とも連携を図る。

(2) 方針

- ①可能な限り早期から子どもと保護者に専門職員が関わる。
- ②子どもの個性や自発性を大切に、個々に合わせた発達支援を行う。
- ③保護者と十分に話し合いを持ち、連携を深める。

(3) 内容

①グループ援助

- ・個々の年齢や発達段階によるグループ編制を行い、療育を行う。
- ・集団生活を通して基本的な生活習慣の自立や、コミュニケーション及び社会的なスキルの向

上を促す。

②個別援助

- ・個々に対して保育士、児童指導員、心理判定員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等による療育を行うと共に、保護者の相談に応じる。

③診察、健康管理

- ・定期的に健康診断を行い、健康管理に努める。
- ・希望に応じ診察を行い、発達相談等に応じる。

④摂食援助（食事のこと）

- ・個別の支援計画に基づき、食事に関する援助を行う。

(4) 対象者

松山圏域に在住する児童発達支援に係る通所給付決定を受けた未就学児童とその保護者

(5) 利用定員

50名／1日

(6) 利用費用

- ①利用者負担金 原則1割の応能負担
- ②その他 原材料の実費

(7) 営業日及びサービス提供時間

週5回（月曜日から金曜日）9：00～17：00

※行事の際は、この限りではない。

(8) 日課表

	9:00～11:15	11:15～12:30	13:00～15:00	15:00～17:00	
月	グループ援助 個別援助	摂食援助 懇談	グループ援助 個別援助	グループ 援助 個別援助	職員会等
			診 察 カンファレンス		
火	グループ援助 個別援助	摂食援助 懇談	グループ援助 個別援助	グループ援助 個別援助	
水	グループ援助 個別援助	摂食援助 懇談	グループ援助 個別援助	グループ援助 個別援助	
木	グループ援助 個別援助	摂食援助 懇談	グループ援助 個別援助	グループ 援助 個別援助	園内研修 支援会議 等
金	グループ援助 個別援助	摂食援助 懇談	グループ援助 個別援助	グループ 援助 個別援助	清掃 消毒

(9) その他の事業

①巡回相談

ア 目的 発達に不安や遅れのある子どもに対して、保護者の希望により保育園・幼稚

- 園との連携を図り、地域での生活を支援する。
- イ 対象者 松山圏域に在住する児童発達支援に係る通所給付決定を受けた未就学児童とその保護者

②施設支援

- ア 目的 発達に不安や遅れのある子どもが利用する施設に対して、助言・支援を行う。
- イ 対象者 松山圏域の幼稚園・保育園・学校等の職員

③発達支援保育研修会

- ア 目的 発達に不安や遅れのある子どもの保育について研修を行い、地域社会が一体になって子どもの成長と発達を支援する。
- イ 対象者 松山市を中心とした地域で保育に携わっている職員。
- ウ 期間 平成26年5月～平成27年3月
- エ 定員 90名
- オ 内容 講義を中心とした6回シリーズの勉強会と特別講演会を1回開催する。
- カ 講師 7名程度の外部講師

4 畑寺児童発達支援事業所事業

(1) 目的

発達に不安や遅れがある子どもに、親子通園による早期療育を行うと共に、その家族への助言や支援を行う。また、地域での育ちを大切にしながら一貫した支援ができるよう、他の機関とも連携を図る。

(2) 方針

- 可能な限り早期から子どもと保護者に専門職員が関わる。
- 子どもの個性や自発性を大切に、個々に合わせた発達支援を行う。
- 保護者と十分に話し合いを持ち、連携を深める。

(3) 内容

- ア グループ援助
- ・個々の年齢や発達段階によるグループ編成を行い、療育を行う。
 - ・集団生活を通して基本的な生活習慣の自立やコミュニケーション及び社会的なスキルの向上を促す。
- イ 個別援助
- ・個々に対して心理判定員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、児童指導員等による療育を行うと共に、保護者の相談に応じる。
- ウ 診察、健康管理
- ・保健だよりの配布や保健師による健康相談を行い、健康管理に努める。
 - ・希望に応じ医師の診察を行い、発達相談等に応じる。
- エ 摂食援助
- ・食事に対する援助を行う。

(4) 対象者

松山圏域に在住する児童発達支援に係る通所給付決定を受けた未就学児童とその保護者

(5) 利用定員

20名／1日

(6) 利用費用

- ア 利用者負担金 原則1割の応能負担
- イ その他 原材料の実費

(7) 営業日及びサービス提供時間

週5回（月曜日から金曜日） 9：00～17：00

(8) 日課表

	9:00～12:30		13:00～14:30	14:30～17:00
月	個別援助 職員会・支援会議 研修会等	摂食援助 相談	個別援助 相談	グループ療育 個別援助 相談
火	グループ療育 個別援助	摂食援助 相談	個別援助 相談	グループ療育 個別援助 相談
水	グループ療育 個別援助	摂食援助 相談	個別援助 相談 診 察 カンファレンス	グループ療育 個別援助 相談
木	グループ療育 個別援助	摂食援助 相談	個別援助 相談	グループ療育 個別援助 相談
金	グループ療育 個別援助	摂食援助 相談	個別援助 相談	グループ療育 個別援助 相談

(9) その他の事業

①巡回相談

ア 目的 発達に不安や遅れのある子どもに対して、保護者の希望により保育園・幼稚園との連携を図り、地域での生活を支援する。

イ 対象者 松山圏域に在住する児童発達支援に係る通所給付決定を受けた未就学児童とその保護者

②施設支援

ア 目的 発達に不安や遅れのある子どもが利用する施設に対し助言・支援を行う。

イ 対象者 松山圏域の幼稚園・保育園等の職員

5 松山市児童発達支援センターひまわり園保育所等訪問支援事業所（平成27年1月より実施）

(1) 目的

児童福祉法の規定に基づき、保育所等への訪問による療育を通して、障がいや発達の遅れのある子どもたちが、保育所等の集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な発達支援を行う。また、家庭内や地域での子育てがより一層円滑になるよう、保護者への子育て支援を行う。子どもや家族を取り巻く関係機関等と協力し、発達支援と子育て支援の実現に向けて重層的に支援を行う。

(2) 方針

子どもの成長、及び保護者の願いや意向に基づく発達や子育ての支援を行うために、保護者や保育所等の職員とともに、一人ひとりの発達状況や解決すべき課題等を明らかにし、段階を踏んだ具体的な目標と支援方法等を載せた「個別の支援計画」を作成する。そして、訪問による療育支援において取り組み、目標の実現を目指す。保護者に対しては、子どもの理解を深め、個々に合った子育ての方法を知り、将来への見通しを持ちながら主体的に子育てを行っていただけるように支える。また、「個別の支援計画」に記載される医療や保健、教育、福祉等の各関係者との連携を図り、与えられた事業所の役割を果たす。

- (3) 内容
 - ①子どもに対する支援（集団生活適応のための支援）
 - ②訪問先の保育所等に対する支援（支援方法等の相談、助言）
- (4) 対象

松山圏域に在住する保育所等訪問支援に係る通所給付決定を受けた子どもとその保護者
- (5) 利用費用
 - ①利用者負担金 政令で定める通所利用者負担額
 - ②その他 交通費等の実費（通常の事業の実施地域以外で支援を行う場合）
- (6) 営業日及びサービス提供時間

月曜日から金曜日 8：30～17：00

F 特定相談支援事業関係

1 松山市児童発達支援センターひまわり園相談支援事業所

- (1) 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、障がいや発達の遅れのある子どもたちとその保護者からの相談に応じ、抱える課題の解決や適切な障害福祉サービスの利用に向けて、情報の提供及び助言を行い、併せて市町及び障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他便宜を総合的に支援する。
- (2) 方針

障がいや発達の遅れのある子どもたちとその保護者の意思及び人格を尊重し、常に子どもとその保護者の立場に立ちながら、子どもが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、子どもとその保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して支援を行う。
- (3) 内容
 - ①利用者等の日常生活全般に関する相談
 - ②地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
 - ③サービス等利用計画の作成及び評価
 - ④訪問による継続的なモニタリング
 - ⑤前各号に附帯するその他必要な相談支援、助言等
- (4) 対象

松山圏域に在住する障害福祉サービス事業を利用する子どもとその保護者
- (5) 利用費用
 - ①利用者負担金 利用者負担額なし
 - ②その他 交通費等の実費（通常の事業の実施地域以外で支援を行う場合）
- (6) 営業日及びサービス提供時間

月曜日から金曜日 8：30～17：00

G 障害児相談支援事業関係

1 松山市児童発達支援センターひまわり園相談支援事業所

(1) 目的

児童福祉法の規定に基づき、障がいや発達の違いのある子どもたちとその保護者からの相談に応じ、抱える課題の解決や適切な障害児通所支援の利用に向けて、情報の提供及び助言を行い、併せて市町及び障害児通所支援事業者等との連絡調整その他便宜を総合的に支援する。

(2) 方針

障がいや発達の違いのある子どもたちとその保護者の意思及び人格を尊重し、常に子どもとその保護者の立場に立ちながら、子どもが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、子どもとその保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して支援を行う。

(3) 内容

- ①利用者等の日常生活全般に関する相談
- ②地域の障害児通所支援事業者等の情報提供
- ③障害児支援利用計画の作成及び評価
- ④訪問による継続的なモニタリング
- ⑤前各号に附帯するその他必要な相談支援、助言等

(4) 対象

松山圏域に在住する障害児通所支援事業を利用する子どもとその保護者

(5) 利用費用

- ①利用者負担金 利用者負担額なし
- ②その他 交通費等の実費（通常の事業の実施地域以外で支援を行う場合）

(6) 営業日及びサービス提供時間

月曜日から金曜日 8：30～17：00

H 日中一時支援事業関係

1 久枝障害者生活介護事業所 日中一時支援事業

(1) 目的

身体障がい児を夏休み期間中に活動する場として一時的に預かり、その親の就労支援と障がい児を日常的にケアしている家族の一時的な休息を目的とする。

(2) 内容

- ・健康チェック（体温）
- ・基本的な生活習慣（食事、排泄、コミュニケーション等）
- ・食事提供サービス

(3) 対象者（原則）

- ・身体障がい児

(4) 利用人員

利用定員は1日3人とする。

(5) 利用費用

- ・利用者負担金 原則1割の定率負担金

・その他 食費及び原材料の実費

(6) 実施場所

松山市久枝障害者生活介護事業所

(7) 実施時間

10時から15時まで(5時間)

(8) 実施期間

夏休み期間中(月・金・土・日・祭日を除く)

I 湯山福祉センター関係

1 湯山福祉センター管理事業

通所により各種のサービスを提供し知的障害者が通所して創作的活動、機能訓練等を行うことによりその自立を図るための障害者生活介護事業所の機能が十分果たせるよう円滑な管理運営に努める。

J ハーモニープラザ関係

1 ハーモニープラザ管理運営事業

21世紀を担う児童の健全育成や情操を豊かにする場としての中央児童センターをはじめ、就業を通じて高齢者の生きがいと社会参加の促進を図る拠点としてのシルバー人材センター、市民の自主的・主体的な活動の輪を広げるためのボランティアセンター、市民福祉の向上を目的としての交流の場もある複合施設で、その機能を十分活用できるよう効率的かつ円滑な管理運営に努める。

K 畑寺福祉センター関係

1 畑寺福祉センター管理運営事業

児童の健全な育成や障がい者の自立及び社会参加を支援し、また市民福祉の増進を図ることを目的とした複合施設としての役割をふまえ、効率的で適正かつ円滑な管理運営を行う。